

第 48 回衆議院総選挙における在外投票の実施について

平成 29 年 10 月 14 日掲載

第 48 回衆議院総選挙の在外投票が以下のとおり行われています。

なお、在外投票のうち、在バルバドス日本国大使館における「在外公館投票」は終了しておりますので御了承下さい。

※衆議院の解散に伴い、本年 10 月に実施が予定されていた衆議院補欠選挙は実施されないことになりました。

1. 選挙の日程

○ 公示日 :平成 29 年 10 月 10 日(火)

○ 在外公館投票の開始日 :平成 29 年 10 月 11 日(水)

＜在バルバドス日本国大使館における在外公館投票は
終了しました。＞

○ 日本国内の投票日 :平成 29 年 10 月 22 日(日)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は[こちら](#)

3. 投票方法

「在外公館投票」は終了しましたが、「郵便等投票」又は「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](#)

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

請求手続:登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。
請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[総務省ホームページ](#) からダウンロードしてください。

投票手続:選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の 10 月 22 日(日)の投票所閉鎖時刻(原則午後 8 時)までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後 3 か月間)は、在外選挙人証を提示して、下記(1)～(3)のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

(1)期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2)不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

(3)投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、御利用ください。

○候補者情報についても、公示後、リンクを設けますので御利用ください。

5. その他

○各選挙人が投票する衆議院の小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成

29 年 7 月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各選挙人において確認願います。

※総務省:衆議院小選挙区の区割りの改訂等について

(総務省ホームペー

ジ:http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.htm

!)

(了)